

(別紙)

## 実施計画の認定審査に関する基準

### 1 共通事項

#### (1) 環境負荷低減事業活動実施計画

- ア 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- イ 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- ウ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- エ 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- オ 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- カ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- キ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- ク 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ケ 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

#### (2) 特定環境負荷低減事業活動実施計画

- ア 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- イ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- ウ 基本方針第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- エ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- オ 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業の所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- カ 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち

令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。

キ 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。

ク 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。また、自らの事業活動の実施状況及び成果を確実に把握し、評価するための体制が整備されていること。

ケ 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。

コ 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

## 2 事業活動ごとの具体的な内容及び審査の基準

### (1) 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少に関する事業活動（1号活動）

実施計画が「徳島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（以下、「導入指針」という。）に照らして適切なものであること。

具体的には、導入指針に定める「たい肥等施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」を一体的に導入するとともに、「徳島県主要農産物の施肥・防除基準（徳島県慣行レベル）」における「化学肥料の窒素分量」及び「節減対象農薬の使用回数」を2割以上低減させた生産方式であること。

### (2) 有機農業（1号活動）

堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、有機農業の推進に関する法律（平成18年法第112号）第2条に規定された、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であること。

### (3) 温室効果ガスの排出量の削減に関する事業活動（2号活動）

二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの排出抑制に資する事業活動であること。

なお、取組の具体例については以下のとおりとする。

#### ア 農業分野における取組

取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容（例）	備考 （技術導入時の留意点等）
施設園芸における省エネルギー化	以下の取組等により、燃油使用量を削減 ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、再生可能エネルギーの利用 ・内張・外張の多層化や、保温性の高い被覆資材の利用による温室の保温性向上 ・温度ムラの改善や変温	・ヒートポンプ ・木質バイオマス暖房機 ・温度センサー ・内張・外張の多層化設備 ・多段式サーモ装置 ・循環扇	・「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」（農林水産省生産局長通知）を参照すること。 ・このほか、「施設園芸省エネ生産管理チェックシート」（農林水産省農産局長通知）に基づき、省エネ暖房の基本的な項目（燃油暖房機器のメンテナンス、外張被覆・内張カーテンの点検等）の実践に

	管理の実施、作物の局所加温技術の導入 ・ 廃熱や廃 CO <sub>2</sub> の回収 ・ 利用		より、10% 程度の燃油削減効果が期待される。
農業機械の省エネルギー化	・ 自動操舵装置を備えたトラクターの利用による燃料使用量の削減 (13.3%)。 ・ バイオディーゼル燃料の利用	・ 自動操舵装置	・ 「農業機械の省エネ利用マニュアル平成27年度版」(日本農業機械化協会編)
水稲栽培における中干し期間の延長・間断灌漑の実施	・ 中干し期間を慣行よりも1週間程度延長し、水田土壌内のメタン生成菌の活動を抑制することにより、メタン排出量を削減 (約30%)。 ・ さらに、湛水と落水を繰り返す間断灌漑を組み合わせることで、より効果的にメタンの削減が可能。	・ ICT 水管理システム	・ 「水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアル」(農研機構)を参照すること。 ・ 過度な中干し延長により収量減の可能性があるため、水田の状態や稲の生育状況を踏まえて適切な範囲で実施すること。 ・ 水生生物や水田生態系への影響を考慮し、その実施時期に留意すること。
茶園土壌における N <sub>2</sub> O の排出抑制	・ 茶の栽培において、窒素含有化学肥料又は有機肥料に代えて、硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥することにより、土壌からの一酸化二窒素の排出を抑制。		・ 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。

#### イ 畜産分野における取組

取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容 (例)	備考 (技術導入時の留意点等)
家畜排せつ物管理方法の変更	・ 家畜排せつ物の好気性発酵を促すため、堆積発酵から強制発酵への転換など、より排出係数の小さい処理方法に転換することにより、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制。	・ 自動攪拌機 ・ エアレーション装置	・ 詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。
放牧の実施	・ 放牧地でのふん尿の分解により、堆肥堆積と比	・ 放牧管理設備 (牧柵、給水設備	適正な頭数規模で、放牧に取り組むこと。

	べて、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制。	等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧に関する情報は、農林水産省 Web サイト「放牧の部屋 (<a href="https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html">https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html</a>)」を参照すること。</li> <li>・環境負荷軽減型持続的生産支援事業(エコ畜事業)では、放牧期間は1頭当たり90～120日以上が要件。</li> </ul>
アミノ酸バランス改善飼料の給餌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質(CP)の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」を給餌することにより、排せつ物管理に伴う一酸化二窒素の排出を抑制。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細は J-クレジット制度の方法論を参照すること。</li> </ul>
脂肪酸カルシウム等牛のゲップに由来するメタン排出量を削減する飼料の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥育牛の飼料に脂肪酸カルシウムを添加することにより、牛のゲップに由来するメタン排出量を削減(乾物摂取量あたり約3～5%)。</li> <li>・搾乳牛の飼料に脂肪酸カルシウムを添加することにより、牛のゲップに由来するメタン排出量を削減(乾物摂取量あたり6%)。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脂肪酸カルシウム以外については、効果を示す公的なデータを参照すること。</li> <li>・用法に準じて給与すること。</li> <li>・環境負荷軽減型持続的生産支援事業(エコ畜事業)では、脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を経産牛1頭当たり年間10kg以上の給与が要件。</li> </ul>

#### ウ 林業分野における取組

取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容(例)	備考(技術導入時の留意点等)
林業における省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型高性能林業機械等の導入により、素材生産量当たりの燃油使用量を削減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型高性能林業機械</li> </ul>	—
特用林産物生産における省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、保温性の高い被覆資材の利用等により、燃油使用量を削減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプ</li> <li>・木質バイオマス暖房機</li> <li>・温度センサー</li> <li>・内張・外張の多層化設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」(農林水産省生産局長通知)を参照すること。</li> <li>・このほか、「施設園芸省エネ生産管理チェックシート」</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多段式サーモ装置</li> <li>・循環扇</li> </ul>	(農林水産省農産局長通知)に基づき、省エネ暖房の基本的な項目(燃油暖房機器のメンテナンス、外張被覆・内張カーテンの点検等)の実践により、10%程度の燃油削減効果が期待される。
--	--	---	---

エ 水産分野における取組

取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容(例)	備考(技術導入時の留意点等)
漁業における省エネルギー化	・省エネ型の漁船用エンジン(船内機・船外機)や発電機関、LED集魚灯等の省エネ機器設備の導入により、燃油使用量を削減。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ漁船用エンジン</li> <li>・LED集魚灯</li> </ul>	・沿岸漁業改善資金のうち、「燃料油消費節減機器等設置資金」の対象となる機器等を参考とすること。

(4) その他の事業活動(3号活動)

「みどりの食料システム法」第2条第4項第3号により農林水産大臣が定める環境負荷低減に資する事業活動であること。なお、本県が推奨する取組の具体例は以下のとおりとする。

区分	取組例	取組の概要・効果	想定される設備導入の内容(例)	備考(技術導入時の留意点等)
第1号	土壌を使用しない栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減	環境制御装置の導入や健全な種苗の使用等により、化学肥料・化学農薬の使用を低減。	・環境制御装置	・化学農薬使用成分数を県慣行レベルから2割以上低減、化学肥料窒素分量を現状より低減するものとする。
第2号イ	環境負荷低減型飼料の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質(CP)の含有率が低い飼料(環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料)を給餌することにより、家畜ふん尿中の窒素排出量を低減。</li> <li>・通常の慣用飼料に代えて、環境負荷低減型配合飼料やフィターゼ添加飼料を給餌することにより、家畜ふん尿中のリン排出量を低減。</li> </ul>		・飼料安全法に基づく飼料の公定規格として定められている「環境負荷低減型配合飼料」を参考とすること。

第2号ロ	養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制	・自動給餌機や環境 ICT 等の活用により、摂餌状況に応じた給餌量や給餌タイミングの最適化を図り、漁場に流出する残餌を削減。	・給餌管理システム ・自動給餌機 ・海洋観測ブイ	・沿岸漁業改善資金のうち「新養殖技術導入資金」「環境対応型養殖業推進資金」の対象となる機器等を参考とすること。
第3号	バイオ炭の農地施用	・もみ殻や果樹剪定枝、木竹等を原料とする「バイオ炭」を農地土壌に施用することにより、本来であれば排出される二酸化炭素を、炭素として農地土壌に貯留。	・バイオ炭製造装置	・詳細は、J-クレジット制度の方法論参照すること。 ・「バイオ炭の施用量上限の目安について」を踏まえ、過剰な施用により作物の生育に悪影響が生じないように留意すること。
第4号	生分解性マルチの利用	・作物収穫後に土壌中にすき込むことで、微生物によって分解され、廃プラスチックの排出を抑制。	—	・「生分解性マルチの活用事例」（農林水産省生産局作成）を参照すること。 ・強風による飛散や河川等への流出に留意し、土壌中にしっかりとすき込むこと。
第4号	プラスチック被覆肥料の代替技術の導入	以下の取組等により、プラスチック被覆肥料の被覆殻の流出を抑制。 ・プラスチックを使用しない緩効性肥料やペースト肥料への切替え ・浅水代かき、排水口ネットの設置等の流出防止対策の実施	・流し込み施肥器 ・ペースト施肥機 ・レーザーレベラー — ・水田ハロー	・「プラスチックと賢く付き合うための農業生産現場での取組」（農林水産省ホームページ）を参考とすること。
第5号	化学肥料・化学農薬の低減の取組と組み合わせた冬期湛水管理の実施	・冬期湛水により、非作付期における水生動物の生息場所を確保し、生物多様性の保全に貢献。 ・土壌診断を踏まえた適正施肥や、総合防除の実践等を通じて化学肥料・化学農薬の使用を低減。	—	・環境保全型農業直接支払交付金における「地域特認取組」を参考とすること。 ・化学肥料窒素成分量及び化学農薬使用成分数は、県慣行レベルから2割以上低減するものとする。